

ポリティクスとしての世界遺産

The World Heritage as Politics

鈴木晃志郎*
Koshiro SUZUKI

摘要

近年、地域活性化や観光振興を目的に、世界遺産登録を目指す動きが広まりつつある。世界遺産は、観光客にとってはもちろん、候補地を抱える多くの国や自治体、あるいは地域住民にとって、観光資源に新たな意味と権威を与え、観光地としてのブランド力を大幅に高める効果をもたらすからである。ゆえに、世界遺産登録をめぐる動きの中には、ステークホルダーやアクターの政治的意図が避けがたく含まれる。そこで本論文では、現在、世界遺産登録をめざして活動を繰り返している国内の各地域から、自然遺産と文化遺産における事例を一つずつとりあげ、世界遺産登録をめぐる生じる諸問題について、ツーリズム研究の視点から批判的に考察した。

自然遺産登録の事例としては、2011年の世界遺産登録をめざす小笠原をとりあげた。自然遺産での登録を目指す小笠原の場合、動植物の固有種率という客観的な指標が存在するため、世界遺産登録に向けたステークホルダー間の合意形成が図りやすい。反面、対策のほとんどは固有種の保護対策に集中し、結果的に長期的な生態系の維持管理策が後手に回る結果に陥っていた。一方、文化遺産登録の事例としてとりあげた福山市鞆町(鞆の浦)では、自治体の公共事業をめぐる生活権と景観権のイデオロギー対立が起き、景観権を強調する架橋反対派によって、世界遺産の権威が戦略的に援用されていた。「人類の普遍的価値」を認定するはずの世界遺産もまた、ステークホルダー間の葛藤やイデオロギー対立と無縁ではないのである。

I. はじめに

ほんの一昔前まで、世界遺産が一般人の話題に上ることは決して多くなかった。関連書籍といっても、創業90周年を記念した講談社が、1997年にユネスコ世界遺産センターの監修のもと『ユネスコ世界遺産(全12巻)』を出版したのが目をひく程度であった。

管見の限り、世界遺産の認知度が上がるきっかけとなったのは、地上波TV放送(TBS系)で『世界遺産』の放送が始まった1996年4月以降であろう。当初、日曜の深夜帯に放送されていたにすぎなかった同番組は、2008年4月『THE世界遺産』と名前を改め、毎週日曜日の18:00~18:30に放送されるようになった。なお、2004年にはNHKもユネスコと提携して、ハイビジョンによる世界遺産の映像ライブラリー事業「世界遺産デジタル映像アーカイブス」の取り組みを始め、2005年4月から『探検ロマン世界遺産』の放送を開始して

いるり。

また、上記『世界遺産』の放送開始とほぼ同時期の1998年には、シンクタンクせとうち総合研究機構(1990年の創設者である古田陽久氏らが、世界遺産研究センター(現:世界遺産総合研究センター)を設立。2001年以降、同センターから毎年『世界遺産ガイド』や『世界遺産データ・ブック』シリーズが刊行されるようになると、関連書籍も雪だるま式に増加していった。2009年の今、通販サイト大手Amazonで「世界遺産」を検索すれば、関連本は和書だけで2600冊以上。JTBや近畿日本ツーリストなどの国内大手旅行会社は、軒並み世界遺産ツアー関連の専用ウェブページを設置し、2006年にはNPO法人による世界遺産検定もスタート。そのための参考書まで出版されている。2007年にコミュニティサイト「マイボイスコム」が、登録メンバー約17,000人を対象に行った意識調査では、世界遺産に対して関心の高い層(「関心がある」と「やや関心がある」を合わせた層)は56.4%に及び、関心の低い層(「あまり関心がない」と「関心がない」)の24.0%を遙かに上回っていた(マイボイスコム定期アンケート, 2007)。

*首都大学東京大学院都市環境科学研究科観光科学域
〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1
e-mail: mapping@tmu.ac.jp

表1. 世界遺産登録の10要件

複合遺産	文化遺産	(1) 人類の創造的才能を表現する傑作
		(2) ある期間を通じてまたはある文化圏において建築、技術、記念碑的芸術、都市計画、景観デザインの発展に関し、人類の価値の重要な交流を示すもの
		(3) 現存するまたは消滅した文化的伝統または文明の、唯一のまたは少なくとも稀な証拠
		(4) 人類の歴史上重要な時代を例証する建築様式、建築物群、技術の集積または景観の優れた例
		(5) 特に回復困難な変化の影響下で存続が危ぶまれている、ある文化または複数の文化を代表する伝統的集落、ないし土地利用の際だった例
		(6) 顕著で普遍的な意義を有する出来事、現存する伝統、思想、信仰、または芸術的、文学的作品と、直接にまたは明白に関連するもの
	自然遺産	(1) ひととき優れた自然美を備えた自然現地又は地域
		(2) 生命進化の記録、現在進行中の地質学的な過程等で地球史の各種の段階をあらわす優れたもの
		(3) 陸上、淡水、海洋の生態系の進化過程において、現在或いは現在進行中の生態学、生物学の過程を表す全てのもの
		(4) 科学的視点から世界的に高い価値を持ち、絶滅の恐れのある種や多様な野生生物の生息地

※出典：原文はユネスコ世界遺産センターで閲覧可能 (<http://whc.unesco.org/en/criteria/>)

世界遺産は今や、完全に一つのブランドとして定着した感がある。

世界遺産がかくも世の中を賑わせているのはなぜだろうか。それは、観光客にとってはもちろん、候補地を抱える多くの国や自治体、あるいは地域住民にとって、世界遺産への登録は、観光地に新たな意味と権威を付与するシンボルであり、観光資源としてのブランド力を大幅に高める効果をもつからにはかならない。

そこで本論文では、現在、世界遺産登録をめざして活動を繰り広げている国内の各地域から、自然遺産と文化遺産における事例を一つずつとりあげ、世界遺産登録をめぐる生じる諸問題について、ツーリズム研究の視点から批判的に考察することを目的とする。

II. 世界遺産とは何か

2.1 世界遺産の沿革、種類と評価基準

具体的な事例へと進む前に、そもそも世界遺産とは何かについて整理しておく。世界遺産は、人類の共通財産としての「顕著な普遍的価値 (Outstanding universal value)」をもつ遺跡、建築物、自然等の総称であり、「世界遺産条約 (世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 / Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)」に基づいて規定される(七海, 2006; 加治, 2006)。

1960年、アスワンハイダムの建設計画がヌビア地方のアブ・シンベル神殿群およびフィラエ島の遺跡群を水没させる危険があることが明らかになり、ユネスコは国際的な募金活動を展開。遺跡群を20年がかりで高

台へ移設する工事をおこなった(西村, 2004)。これを契機に、人類の共有財を国際社会が協力して保護・保全する機運が生まれ、1972年11月16日の第17回ユネスコ総会で、世界遺産条約は採択された。1975年には20カ国がこれを批准し、条約は12月17日、正式に発効している。

世界遺産リストの第一号は、イエローストーン国立公園を含む12件(自然遺産4、文化遺産8)で、登録は1978年。2008年現在の条約締約国は185カ国に上る。先進国中最も遅い1992年に世界遺産条約を批准した日本は、125番目の加盟国である。

世界遺産はその内容によって大きく三種類に大別される。

第一のカテゴリーは「文化遺産」であり、顕著な普遍的価値をもつ建築物や遺跡などが該当する。第二のカテゴリーに属するのが「自然遺産」であり、地形や生物、景観などに価値のある地域がここに含まれる。そして第三のカテゴリーは「複合遺産」であり、文化と自然のいずれにおいても顕著な普遍的価値を兼ね備えるものがここに含まれる²⁾。

また、内容上の分類ではないが、後世に残すことが難しくなっている(もしくはその強い懸念が存在する)場合、該当物件は危機にさらされている世界遺産リスト(危機遺産リスト)に加えられ、別途保存や修復のための配慮がなされることになっている。

文化遺産の登録には、表1にある六つの要件のうち一つ以上を満たす必要がある(細田, 2004)³⁾。いっぽう自然遺産登録の評価基準は、表1に挙げた4要件であり、これらのうち一つ以上を満たすことが登録の要件

表2. 日本の世界遺産登録地および候補地一覧 (2009年9月現在)

登録年	世界遺産登録地	分野	暫定リストの候補地	分野
1993	法隆寺地域の仏教建造物	文化	北海道・北東北の縄文遺跡群	文化
	姫路城	文化	平泉の文化遺産*	文化
	白神山地	自然	富岡製糸場と絹産業遺産群	文化
	屋久島	自然	国立西洋美術館・本館*	文化
1994	古都京都の文化財	文化	武家の古都・鎌倉	文化
1995	白川郷・五箇山の合掌造り集落	文化	富士山	文化
1996	原爆ドーム	文化	彦根城	文化
	厳島神社	文化	飛鳥・藤原の宮都と関連資産群	文化
1998	古都奈良の文化財	文化	宗像・沖ノ島と関連遺産群	文化
	日光の社寺	文化	長崎の教会群とキリスト教関連遺産	文化
2000	琉球王国のグスク及び関連遺産群	文化	九州・山口の近代化産業遺産群	文化
2004	紀伊山地の霊場と参詣道	文化	小笠原諸島*	自然
2005	知床	自然		
2007	石見銀山遺跡とその文化的景観	文化		

* 世界遺産委員会へ推薦中

とされている(松浦, 2008)。複合遺産は上記2つの項目群から、それぞれ一つ以上の要件を満たしていることが求められる。2009年の第33回世界遺産委員会終了時点で、世界遺産リストに登録されているのは890件。うち文化遺産は689件、自然遺産が176件、複合遺産25件となっている。このように登録の大半が文化遺産であり、その多くがヨーロッパに集中していることは、のち1990年代に問題とされることになった⁴⁾。

2009年現在、日本からは11の文化遺産と、三つの自然遺産が登録されている。初めての世界遺産登録は1993年のことで、この時は法隆寺地域の仏教建造物、姫路城、白神山地、屋久島の四つが選ばれた。これ以降、順調に登録数は増えている(表2)。

なお暫定リストには、2009年9月現在、12の候補地が掲載されている。2009年9月25日、政府はこの暫定リストの中から小笠原諸島を世界自然遺産に、平泉を世界文化遺産に推薦することを決定。2010年2月1日までに推薦書を提出し、2011年の登録をめざすことになった。

2.2 世界遺産登録までの流れ

世界遺産リスト登録に必要な前提、審査の流れ、登録後の保全状況報告などは、「世界遺産条約履行のための作業指針 (Operational Guidelines for Implementation of the World Heritage Convention)」で規定されている。

世界遺産登録に関する実務的な活動は、毎年年末に開催される加盟国中の21カ国から選ばれた専門家の集まり「世界遺産委員会」を通じて行われる。委員会は年一度の会合で、毎年加盟国から提出される候補地の中から、世界遺産リストに加える遺産の選定を行い、各遺産に対する評価報告書を作成するのが仕事である。

仮に日本が、世界遺産委員会に登録申請する場合で

考えてみよう。図1は世界遺産登録までの手続き上の流れを示したものである。上半分は国内レベルの、下半分は国際的なレベルでの世界遺産登録の手続きを示しており、図の左半分は世界文化遺産の、右半分は世界自然遺産の登録までの流れを表している。

図の上半分に記された、(1)地方自治体方の要望・資料提供、(2)中央省庁レベルでの有識者を交えた審議、(3)登録候補地の暫定リストを作成し推薦書を提出…までの作業は、各批准国の国内レベルでの手続きが主となる。いっぽう、推薦書を受理した世界遺産委員会は、(1)イコモス (ICOMOS / International Council on Monuments and Sites: 国際記念物遺跡会議) やイクロム (ICCROM / International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property: 文化財の保存及び修復のための国際センター)、国際自然保護連合 (IUCN / International Union for Conservation of Nature and Natural Resources) などの専門機関に依頼して「候補地の評価調査」を行い、(2)毎年1回開催される世界遺産委員会で候補地を審査して登録の可否を決めることになる。

専門機関による審査結果は「登録」、「情報照会」、「登録延期」、「不登録」の4種類で公表される。「情報照会」の場合は、期日までに追加書類の提出を行うことで、翌年に再審査を受けることができる。いっぽう、「登録延期」の場合は、必要書類の再提出のみならず、諮問機関の再調査を受ける必要があるため、再審査は翌々年以降になる。日本でも2007年5月に、世界遺産登録を目指していた石見銀山がイコモスからこの「登録延期」勧告を受け、翌年には平泉も同様の勧告をされて、関係者に大きな衝撃を与えた。また2009年には国立西洋美術館本館も「情報照会」扱いとなり、登録をいったん見送った経緯がある。この背景には、保全管理面を重視する世界遺産委員会が、近年登録数の抑制をは

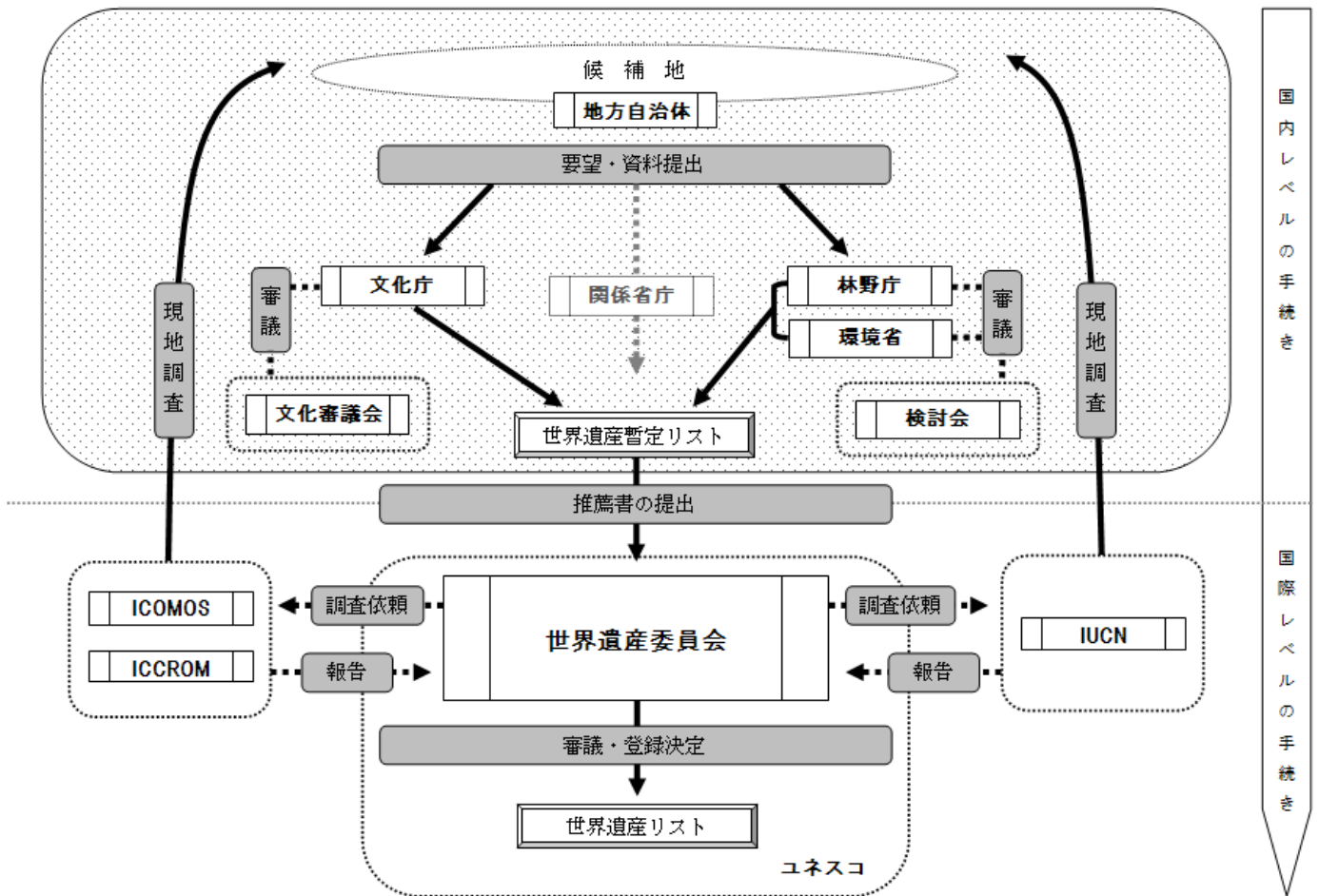


図1. 世界遺産登録までのプロセス概念図

筆者作成。文化遺産は図の左側、自然遺産は図の右側の流れをたどっていく。

かっていることが関係している(2004年以降の3年ほどで、登録率は2割近く落ちている)。ちなみに「不登録」と決議された場合、再推薦は原則的にできない。日本では自然遺産での登録を目指した富士山が、ゴミ問題のために不登録となったことがあり、種目を文化遺産に変更し、登録を再度目指さざるを得なくなった。

登録の審査を担当する機関は、文化遺産と自然遺産で異なっている。文化遺産の場合は、イコモスおよびイクロムからの援助で進められる。イコモスは、国際記念物遺跡会議の名のとおり、歴史的な遺跡や建造物など文化遺産を評価し、保存、継承を進める国際的なNGOである。ユネスコの支援のもと、1964年にヴェニスで開かれた第2回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議において、記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章(ヴェニス憲章)が採択されたのを受け、1965年に設立。ポーランドのクラクフで第1回総会を開いた。2007年までに参加国は110カ国を超え、各国ごとに組織された国内委員会を通じて、文化遺産保存分野の専門家が活動を進めている。1979年に発足したイコモス国内委員会は、世界遺産化の見込みのある候補地や、登録後の世界遺産のモニタリングなどを主要

な業務としているが、地方自治体などから推薦された候補地を暫定リストに含めるかどうかの審議はイコモス国内委員会ではなく、文化庁内の文化審議会世界遺産特別委員会で審議されている(ただし委員の中には、両方の委員会を兼務している有識者もおり、そうした人物が多い場合は、特定の専門分野の学術的イデオロギーが強化される危険も否定できない)。

いっぽう自然遺産は、国際自然保護連合が審査を援助する。国際自然保護連合は、1948年に設立された世界最大の民間自然保護機関であり、本部はスイスのグランにある。84の国々から、111の政府機関、874の非政府機関、35の団体が加入し(2008年4月現在)、181カ国から約10,000人の科学者、専門家が活動に参画している。自然遺産の場合、暫定リストへの候補地選定は環境省と林野庁が担当しており、実務は両省庁が共同で設置した学識経験者の「世界自然遺産候補地に関する検討会」が行っている。ちなみに、複合遺産の場合は、候補地ごとに関係する省庁が担当することになっている。

自然遺産と文化遺産とで、各々の登録リストを審議する主体こそ異なるものの、世界遺産登録の暫定リス

トへの掲載までは、各批准国内の省庁が候補地の選定や条件整備作業をし、暫定リストに入ったのちに外部の NGO や有識者会議などの援助で審査するのが、世界遺産登録までの主な手続きといえる。いずれの場合も、候補地の選定は批准国の裁量が大きく、有識者からなる検討委員会が大きなイニシアチブを握っているところに特徴がある。

Ⅲ. 小笠原諸島の世界自然遺産登録と観光

3.1 二つの「ガラパゴス」

2009年9月25日、環境省は月末にも世界自然遺産の小笠原諸島の推薦書案をユネスコに提出する方針を固め、公表した。その生態系の貴重さから「東洋のガラパゴス」の異名をほしいままにしてきた小笠原諸島はいよいよ、世界遺産登録に向けた最終秒読み段階に入ったといえる。

いっぽう、一足早く1984年に世界自然遺産登録した本家のガラパゴス諸島は、2007年6月26日、「危機にさらされている世界遺産リスト(危機遺産リスト)」に加えられ、私たちに大きな衝撃を与えた。

一体、ガラパゴスに何があったのだろうか。実は世界遺産登録後、観光収入の増加に伴ってエクアドルからの移民が増えたガラパゴス諸島では、1980年時点で僅か18軒だったホテルが、2006年には65軒に増加(Epler and Proaño, 2008)。1974年に4,078人だった人口が、2006年には19,184人まで増加した(Proaño and Epler, 2008)。観光客や貨物の輸送量が増大すれば、それに伴って多くの動植物が持ち込まれる。実際、ガラパゴスの外来昆虫種の年次変化を調査した Causton and Sevilla (2008)により、490種に上るガラパゴスの外来昆虫種の69%は、1960年代以降のわずか40年間に持ち込まれたことが明らかにされている。

世界自然遺産登録にともなう観光客増、それに伴いビジネスや就業の機会を求める観光業者や労働者の増加(新木, 2004)は、オーバーユースやゴミ問題、様々な乱開発、さらには外来種侵入のリスクを高めることにも繋がる。世界遺産登録は諸刃の剣なのである。

3.2 なぜ世界自然遺産なのか

東京から南へ約1,000km、年平均気温23℃の亜熱帯気候区に属する小笠原諸島は、5500万年～3700万年前に火山活動によって形成され、第四紀前半にかけて海上に現れた(岡, 2004)。ガラパゴス諸島やハワイ諸島と同様、過去に大陸と陸続きになったことがない海洋島である(図2)。

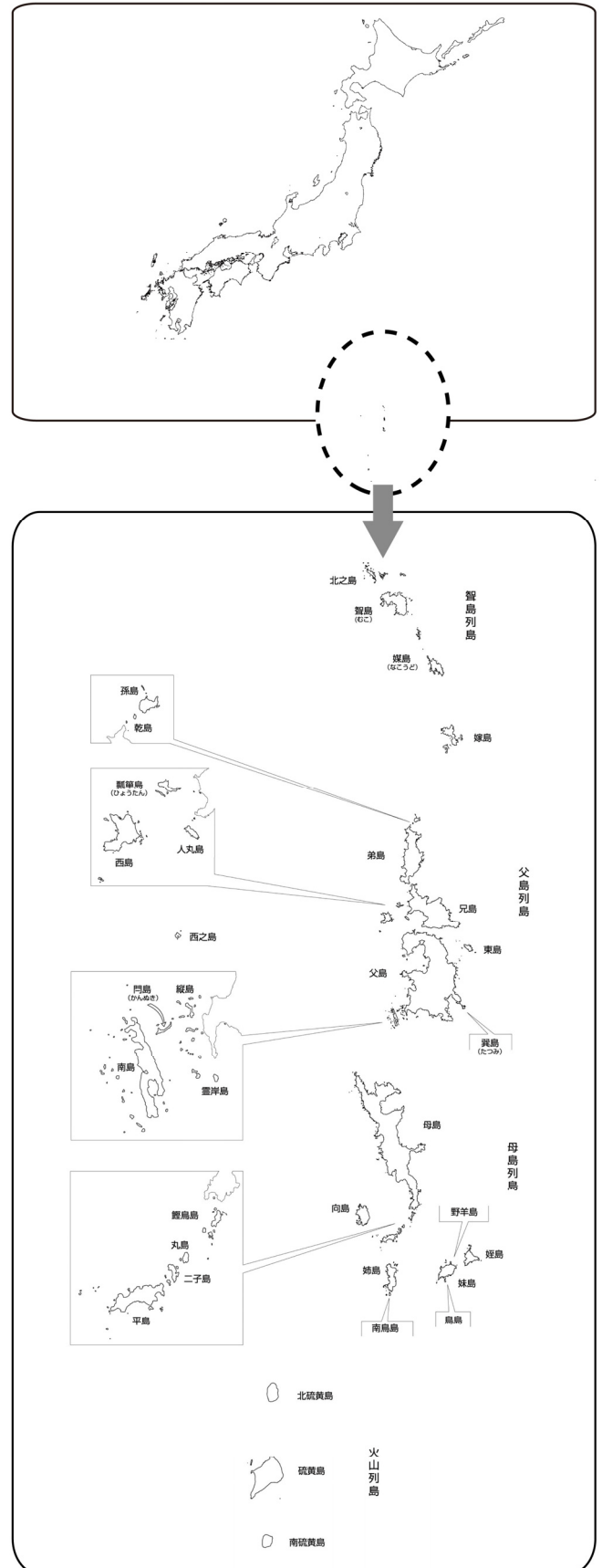


図2. 小笠原諸島の位置と主な島の名称

日本白地図イラストで無償配布されている素材を用いて作成(http://technocco.jp/n_map/ogasawara.html)

海洋島では、何らかの手段で海を渡って島にたどりついた生物だけが定着し、島内で独自の進化を起こす

結果、多くの固有種が分布する。いっぽう、長距離分散することが難しいために、生物相が少なかったり、特定の分類グループに偏っていたり、哺乳類や爬虫類などの大型捕食者が欠落している場合が多い（立川, 1994；小野, 2007）。そのため、海洋島の生態系は単純で、外来生物の侵入に対して極めて脆弱である。

近年、こうした小笠原独自の生態系を保護していくための手段として、活発化してきたのが、世界自然遺産への登録をめざす動きであった。2007年1月29日には世界自然遺産候補地の暫定リストへ登録され、小笠原諸島の環境保全とツーリズムは、大きな節目を迎えている。

通常、リストに登録された候補地は、翌年2月には世界遺産委員会事務局へ推薦書を提出でき、その翌年7月までに登録の可否が決定されることになっている。このため、環境省は当初、2009年に開催される第33回世界遺産委員会での登録を目指す方針を固めていた。しかし程なく、その方針は「2011年への先送り」に転換する（毎日新聞, 2006年12月22日）。当時の有識者会議の議事録をみると、方針転換の最大の理由は「保全管理（保護担保措置の強化、外来種対策と生態系保全、適正利用等）の検討と実施」にあったことが分かる。つまりは外来種による生態系浸食が予想以上に深刻だったのだ（地域連絡会議・科学委員会合同会議事録, 2007年2月22日）。

もともと、小笠原諸島の世界遺産登録が提唱されるきっかけは2003年に遡る。環境省と林野庁が設置した「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、屋久島、白神山地に続く候補地のひとつとして小笠原諸島が選定されたのである。しかし、この頃すでに、外来種の侵入による固有種、希少種の減少や自然環境の劣化は知られており、環境省は「小笠原自然再生推進計画調査」を始め、対策方針・技術の検討を進めていた。また、小笠原に関わりの深い専門家や地元関係団体、関係行政機関等の参加を得て、翌年には「小笠原地域の自然環境の保全と再生に関する基本方針（平成16年度案）」を作成（松井・平野, 2008）。それらは最終的に、2007年3月刊行の「小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画」にまとめられ（小笠原自然再生推進検討会, 2007）、関係主体はこの基本計画に基づき、適切な役割分担と緊密な連携を図りながら、それぞれの取り組みを進めることになった。

外来種対策は、外来種対策・自然再生部会が担当することになった。その初会合は2007年12月17日のことであったが、すでにこの会合には、国際自然保護連合・自然遺産評価委員のレスリー・モロイ氏によって

前年に行われた、予備的な視察が見えざる影響をもたらしていた。

2006年6月15日から26日にかけて小笠原を訪問し、視察を行った氏は、登録に向けての課題として、外来種対策が研究段階の域を出ず、具体的な施策がおこなわれていない点を挙げた。そして「対策が実施段階に進めば推薦は可能だが、遺産登録の可能性をより高めるため、推薦を遅らせてでも、問題を解決できることを実証することを提案したい」とした。環境省から明確に3年延期の方針が最初に打ち出されたのは、この助言を受けた第二回科学委員会（2006年12月21日）でのことである。専門部会の設置は、小笠原の世界遺産化を見据えた自然環境の再生事業として、ある意味、2007年に新たなスタートを切ったばかりといえる。

3.3 外来種問題の系譜

世界自然遺産の登録に必要な「自然景観」、「地形・地質」、「生態系」、「生物多様性」の四つのクライテリアのうち、環境省は現在のところ「地形・地質」、「生態系」、「生物多様性」の三つで、小笠原は条件に合致するとの立場をとっている（環境省, 2007）。このうち「地形・地質」における顕著な普遍的価値は、プレート沈み込み初期に発生した無人岩（ボニナイト）が、地殻変動で壊れることなく大規模に露出していることにある。大規模な地震災害でもない限り、この要件に瑕疵が生じることはまずないだろう。従って問題は残る二つの要件、つまり動植物の織りなす生態系の価値ということになる。

表3. 小笠原の主な動植物種数と固有種数

	種数	固有種数	外来種数	固有種率
植物	765	161	318	21%
哺乳類	10	2	6	20%
鳥類	195	13	1	7%
爬虫類・両生類	8	1	5	13%
昆虫類	1378	373	27	27%
陸産貝類	127	84	20	66%

※数値は2005年現在。鈴木・鈴木(2009)より作成

東京から1,000 km 離れ、長く無人島だった小笠原には、非常に多くの固有種が存在する(表3)。しかし、それらの生物のうち、植物3種と陸産貝類24種は、すでに絶滅してしまった。また、絶滅危惧種に指定されている生物は、植物120種、哺乳類1種、鳥類21種、爬虫類1種、陸産貝類18種、昆虫類1種に上る（鈴木・鈴木, 2009）。岩と違って、捕食や気候変動で容易に壊れてしまうのが生態系だ。そして残念なことに、これら固有生物の減少・絶滅の原因として特に有力なものが、小笠原に人が入植して以降に入ってきた外来生物

による攪乱の影響なのである。

代表的な例として挙げられるのが、1960年代に父島に持ち込まれたイグアナ科のトカゲ、グリーンアノールである。1980年台後半には父島および母島全土に分布が拡大し、在来昆虫の強力な捕食者として、在来昆虫相の種数や個体数を激減させてしまった(楨原ほか, 2004)。同じく、固有陸産貝類へ深刻な脅威をもたらしたニューギニアヤリガタウズムシも、1990年代に植栽用として沖縄本島から取り寄せた樹木にくっついて侵入したとされる(大林, 2006; 2008)。主な動物だけでも、ほかに野生化したネコやカンショオサゾウムシ、ヤギ、ネズミ類、ブタ、アフリカマイマイ、オオヒキガエル、セイヨウミツバチがおり、植物ではギンネムやリュウキュウマツ、ホナガソウ、アカギなども定着している。一度侵入してしまったこれらの外来種を根絶するのは、ほぼ不可能といってよい。

皮肉にも、これらの被害が最も深刻なのは、人の生活する父島と母島の二島である。現在、小笠原は週一便ペースのフェリーでのみ外界と繋がっており、片道数万円の旅費と片道25時間半の所要時間が、一種の障壁となって、観光客とともにやってくる外来動植物から小笠原の自然を守っている状況となっている。

3.4 世界自然遺産登録にあたって何が必要か

小笠原の世界自然遺産登録を目前に控えた今、私たちは何を考えなくてはいけないのだろうか。現在登録に向けて進められている施策に、問題点はないだろうか。ここで簡単に検討しておくことにしよう。

現在、小笠原で進められている世界遺産登録のための施策は、環境省が2007年にまとめた「小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画」を指針にしている。そこでは、基本方針として(1) 固有種・希少種・独自の生態系の保全、(2) 外来種に攪乱された生態系の健全化、(3) 自然と共生した島づくり、(4) 小笠原の自然を保全・再生するための仕組みづくりと小笠原ルール、の4点が掲げられている。この指針に沿って、現在とられている施策を検討すると、一つの大きな問題点がみえてくる。

四つの指針のうち(1)と(2)はいわば表裏一体であり、モロイ氏の指摘にもあるとおり現在、最も喫緊の課題といえる。このため、両省庁も対策を重点的に行い、2002年の段階で公学連携的な研究グループによって、相当の成果があがっている(社団法人日本林業技術協会, 2003; 2004)。また小笠原に「小笠原研究センター」という研究拠点をもつ東京都立大学(現・首都大学東京)を中心に、有識者の蓄積してきた研究は膨大な数に

上る。ところが、(3)および(4)になると、基本計画中に具体的な研究成果はほとんど紹介されていない。

これは小笠原諸島が、世界自然遺産を目指せるほどに学術的価値の高い自然環境を有する一方、1830年まで定住者のいない無人島であり(小笠原村産業観光課, 2007)、固有の歴史や文化の蓄積が極めて乏しいことに起因すると考えられる。一部の例外(e.g. ロング編, 2002)を除くと、人文・社会科学の研究者にとって、小笠原は研究対象となりにくい場所だった。人文・社会科学の研究者の少なさは、結果的に省庁の設置した有識者委員会や検討会の人選にも反映し、小笠原の自然環境を登録後も守っていくために必要な枠組みの整備が手薄になる結果へと繋がってしまったのである。このように、世界遺産登録に向けた課題は、すでに対策が進みつつある外来種対策よりも、むしろ再生された自然環境を維持していくための体制づくりであり、多方面からみて公正な「小笠原ルール」の策定にあるのではないだろうか。

小笠原で、エコツーリズムの観点から適正利用に関する明確なルールが整備されたのは、2002年、南島を対象に、東京都が小笠原村と締結した「東京都版エコツーリズム」と称する協定である。ここでは、一日当たり100人の入島制限やガイドの同伴義務、入島時間制限などを定めた適正利用に関するルールが明文化された。

ただ、先の南島における取り組みを除くと、そのほとんどは規制が特定の動植物種に限定されていたり、単なる観光客への呼びかけに過ぎなかったり、規制に科学的な裏づけが乏しいのが実情である。さらに、関係者が各々の立場を超えて意志疎通や連携をはかり、総合的な観光政策の枠組みを練り上げる試みも、いまだ手探りの域を出ていない。今まさに外来種問題に揺れている「東洋のガラパゴス」が、本家ガラパゴスと同じ道を辿らないよう、登録後を見据えた維持管理ビジョンを、早急にうち立てておく必要があるだろう。

IV. 鞆の浦の世界文化遺産登録と観光

4.1 文化遺産と景観論争

小笠原の事例がそうであるように、自然遺産の場合、動植物の固有種率などを指標にすれば、当該遺産の「顕著な普遍的な価値」には相当程度、客観的な評価を下すことができる。しかし、文化遺産にこうした一義的な価値判断を下すのは容易なことではない。

パリ・セーヌ河岸といえ、1991年には世界遺産にも登録された美観地区である。ユネスコの世界遺産セ

ンターが「ルーヴルからエッフェル塔、コンコルド広場からグラン・パレとプチ・パレにかけて、パリの革新の歴史はセーヌ河岸から見るができる」としているように、かつてパリが最先端の文化発信地であることを華々しくアピールした建築物の数々が、世界文化遺産の認定に大きな貢献を果たしたことは、説明するまでもないだろう。

しかし、エッフェル塔の建造が始まった1887年当時、この塔の評価は今とは随分違ったものであった。塔がパリの景観美に馴染まないとするパリ中の芸術家や文化人たちは、「目がくらむほどの馬鹿げた無意味な塔」、「黒くてばかどかい工場の煙突」、「野蛮なかたまり」などと非難した抗議文を、工事の総責任者宛の署名入りで新聞発表。かくてエッフェル塔は、芸術家や文化人と技術者との間の、景観美をめぐるイデオロギー対立の火種になったのである(荒又, 2004)。それから100年後、ルーヴル美術館の正面に設置されたガラス製のピラミッドをめぐる、再びパリで景観論争がまき起こったのは記憶に新しいところである(荒又, 2003)。論議を呼んだこのピラミッドも、やがて小説『ダ・ヴィンチ・コード』で、エジプト文化に傾倒していた大統領ミッテランが、西洋で不吉とされる「666」にちなんで666枚のガラス板を使っているとの脚色を交えて言及され、今では旅行案内書でも必ず紹介される新名所になっている。

これらの例が物語るように、文化遺産の価値は、各々の遺産が生まれた社会的・文化的状況、歴史的背景、地理的特性と分かちがたく結びついた文脈依存的なものなのである。

4.2 鞆の浦と「世界遺産」

世界遺産への登録をめぐる、景観美をめぐるイデオロギー論争が起きている場所は、実は現代の日本にもいくつか存在している。本論文でとりあげるのは、広島県福山市にある鞆町(通称、鞆の浦)。福山市の南、沼隈半島の東南端に位置する小さな港町である。

2000年10月11日、この小さな港町を突如、世界文化遺産財団(World Monument Watch)が「100の危機に瀕する遺産リスト」に登録した。さらに2004年10月にはイコモスが、愛媛県で民家建築委員会の年次会議を開催し、5項目からなる「鞆宣言」を採択した。それまで全国的にはほとんど知られていなかった小さな集落の景観が、国際的な格付け機関のリストに掲載されるほどの価値を有しているとお墨付きが与えられた瞬間だった。

イコモスは2005年の第15回総会において、鞆宣言



図3. 鞆の浦の概観図

ArcGIS を用いて筆者作成。中央部の黒っぽい箇所が架橋部分。幅員の広い両岸の県道を結び、鞆町内の迂回路から港湾上へと、通過交通を流す構造になっている。

を追認する「鞆の浦歴史的港湾保存勧告」を発表。「鞆を世界遺産に」のスローガンは、国際的な権威により、さらなる裏づけを得た。かくて鞆の浦の知名度は、たちまち全国区となった。やがて在京の文化人の中にも、映画監督の大林宣彦氏に代表される文化人の賛同者が多数現れ、2008年には、鞆の浦で構想を練ったとの触れ込みで宮崎駿監督の映画『崖の上のポニョ』が封切りとなる。これらの相乗効果からか、数年前までは年間110万人ほどだった観光客数は、2008年度には175万人にまで急増した(山陽新聞備後版, 2009年6月5日)。「世界遺産登録」のスローガンはこの点で、観光地として鞆の浦を甦らせたのである。

4.3 鞆の浦の沿革と、葛藤のおこり

背後に急峻な山々が迫り、前には瀬戸内の海。二者に挟まれた僅かな平地に人口5,000人ほどが暮らす。土地条件は決して恵まれてはいない。しかし鞆には、瀬戸内の海に向かって口を開けた、円形の美しい湾部があった。潮の流れが船の航行に大きく影響した時代、その地形は、瀬戸内の水運拠点として最適な条件を有

していた。

結果、古くは万葉集や延喜式にまで登場するほど、鞆は瀬戸内の海運の要所となった。江戸時代に入ると福山藩の藩港となり、朝鮮通信使や北前船などの寄港地として繁栄を謳歌する(福山市鞆の浦歴史民俗資料館友の会 2004; 福山市鞆の浦歴史民俗資料館 2004)。海運や漁業のほか、舟釘や錨など鉄製船具の生産地としても栄えた。

また大小の島々が沖に点在する自然景観から、大正時代から昭和初期には名勝地指定を受け(1925年)、瀬戸内海国立公園の一部として日本で最初の国立公園に指定(1934年)されるなど、戦前は日本有数の景勝地としても評価されていた。こうした動きが、観光業の胎動をうながしていたことにも注目したい。

しかし、明治維新後の社会変化は、鞆に次々と負の影響をもたらすことになる。藩港の地位は程なく失われ、動力船の出現で潮の流れを待つ必要もなくなった。さらに道路網の発達で、物資の輸送手段は徐々に陸上交通へと変わっていった。これらの要因が重なり、鞆は徐々に衰退へと向かっていった。人口は減り、急速に進む高齢化。1970年に12,000人弱を数えた人口は、2005年時点で5,000人強にまで減少、高齢化率も40%にまで達している(広島県・福山市, 2006)。

こうした若年層の「鞆離れ」の原因のひとつとされたのが、歴史ある街ゆえの慢性的な交通事情の悪さである。クランクを多用した城下町特有の街割や、古い街ゆえの狭小な道路幅員のため、鞆町はほぼ全域に渡って、車の離合すら難しい。これが鞆町を通過する車両の渋滞を引き起こし、救急・消防サービスの遅延などに拍車をかけてきた。幅員狭小はまた、下水管の埋設工事に必要な車両通行規制も事実上不可能にしている。このため、鞆は現在もなお公共下水道の普及率がゼロのままであり、住民は生活排水を直接海に流すか、半ば自腹で浄化槽を設置するか二者択一を強いられた状況にある。

この問題を解消すべく、自治体は1983年に、港を横切る架橋道路の建設計画を提示した(図3)。鞆を挟んだ両岸まで寸断された2つの幹線道路を、港を横断する680mの道路橋で結ぼうという計画である。これにより、鞆の交通渋滞を解消するのみならず、フェリー乗り場や小型船用の係留設備、港湾管理施設のほか、観光客向けの駐車スペースを創出する狙いがあった(広報ふくやま 2007年6月)。

ところが、この計画が具体化すると、あちこちから反対の声があがってきた。歴史ある街ゆえに、鞆町には江戸期の古い建築物が多数残っており、いつしかそ

れが歴史的景観という、ひとつの観光資源になっていたのである。街並みの歴史的価値を最大限尊重し、不自由を承知で景観を現状のまま保全するか、あるいは住民の生活の利便性を確保すべく海上に架橋し町を改変するか。架橋事業をきっかけに、町は相容れない二つの立場の間で大きく揺れ動くことになった。

2008年、架橋を推進する自治体側は、埋め立て免許の交付に必要な国土交通相への認可申請を行った。対する架橋反対派の住民は、県と市によって申請中の埋め立て免許を、知事が交付しないよう求めた差し止め訴訟を起こし、本稿を執筆中の2009年10月1日、広島地裁は原告側の全面的な勝訴判決を出した。架橋反対派の掲げた「歴史的景観の保全」のイデオロギーが、利便性を盾にした大型公共事業の推進に待ったをかけた瞬間であった。

4.4 何のための世界遺産か

当初、港湾架橋問題は、あくまで直接の利害関係者である鞆町の住民の間で話し合われていた課題のひとつにすぎなかった。双方の議論の過程で、当初4.6haを埋め立てる予定だった計画案は、二度の変更(1995, 2000年)を経て2.0haにまで縮小された。しかし根本的な解決には繋がらず、問題はこじれた。

架橋によって生活環境が改善されると考えた地域住民の多くは、町内会や自治会などの地域組織を通じて署名活動を重ね、市や県への活発な陳情をおこなって問題の解決をはかった。特に平地区(図3左下側の集落)の住民は、地理的条件の悪さから架橋計画への期待が大きく、架橋道路の開通を見越して進められた平地区側の県道拡張工事では、多くの住民が先祖代々受け継いできた土地の売却に応じたという。当初、架橋により漁協施設の移転や補償問題で難色を示した漁業関係者も計画の変更で推進派に回り、署名では8割以上が賛成。1990年代半ばには地元の総意は固まったと思いが、推進派の住民たちにはある。それだけに、推進派のリーダーたちは自らが住民側の利益代表者であるとの自負が強く、外部の有識者や文化人が後から地域の問題に口を挟んでくることに対して、被害者意識や拒否反応に近いものをもっている。

架橋反対派の声が急速に顕在化し、鞆の浦の港湾架橋問題が全国区の知名度を獲得していったのは、ちょうどその直後、2000年ごろからであった。新たなリーダーが現れて住民運動を牽引し、有識者、文化人による町外からの応援を味方につけ、メディアの報道による精力的な周知活動を展開していったからである。その過程で、港湾部分の土木・建築遺構の学術調査に基

づく「5点セット」の提唱や、世界遺産登録のスローガンが用いられるようになった。さらに有識者たちは、日本イコモス国内委員会を通じて先に述べた勧告や宣言を引き出すことにより、反対派の活動を側面的に支援したのであった(鈴木ほか, 2008)。

4.5 生活権と景観保全

鞆町の外部から寄せられる架橋反対の声の強さに比して、地元住民の声は掬いとられにくい。そこで筆者らは2008年に住民意識調査を行った。調査の結果、実際に旧鞆町内で生活している住民の65%は港湾架橋に対して肯定的で、否定的なのは21%、積年の町内の対立に胸を痛めつつ態度を決めかねる住民も多く存在することが確かめられた(中国新聞 2009年4月2日)。

世界遺産を目指すこの町では、登録に向けた合意を形成する前の段階で、世界遺産登録とは切り離すことのできない「架橋」という争点によって、地域に相互不信と断絶が生まれてしまっているのである。住民にとって世界遺産登録は、観光誘客効果を高め地域を活性化する可能性をもたらすと同時に、彼らの「生活権」に外から加えられる制約ともなりかねないのだ(Van Der Aa *et al.*, 2005)。

河岸の自然と歴史的集落とが一体となった景観美が保たれていることが評価され、2004年に世界遺産登録されたドレスデンのエルベ川流域はその後、ドレスデン郊外の4車線道路橋の建設をめぐって、鞆の浦と同様の二者択一を迫られた。住民投票の結果、架橋推進が決まったことから、2009年6月の世界遺産委員会は史上二番目となる登録抹消を決めたばかりである(ユネスコ世界遺産センター, 2009年6月25日)。

私たちが、ゲスト側の目線に立って抹消を惜しむのは簡単である。しかし、世界遺産登録ゆえに生活者が受苦を被る現実もまた確かに存在していることを、これらのケースは物語っている。世界遺産登録は、一面においては、貴重な文化財を景観破壊から守り、観光客の増加によって地元を潤すかも知れない。しかしながら一方では、外部の権威によって地域住民の平穏な生活を攪乱してしまう暴力性をも秘めた、諸刃の剣なのである。地域住民の生活権と、人類の共有財の保全とのバランスはいかにあるべきか。観光学にとって最も難しく、またチャレンジングな課題のひとつである。

V. おわりに—世界遺産と観光をめぐる課題と展望

世界遺産は人類全体にとっての「顕著で普遍的な価値

」を、国際機関であるユネスコが承認するものであり、いわば人類の共有財として価値づけるものである。しかし、価値づけの対象は各々の国・地域に属しており、管理・運営の裁量権は当該国・地域に多くが委ねられている。本論文では、これから世界遺産に登録しようとしている国内各地の候補地から自然・文化それぞれ一つずつ事例を取りあげ、特にツーリズムとの関わりの中で、世界遺産登録をめぐる問題点と課題をみてきた。

自然遺産の登録を目指す小笠原の事例が我々に教えてくれるものは何だろうか?それは、世界遺産登録は候補地にとって決してゴールではないということである。「顕著な普遍的価値」を保つための長期的ビジョンなしには、せっきくの候補地の普遍的価値が却って傷つけられ、失われてしまいかねない。世界遺産登録は、時としてそのトリガー要因ともなる危険を内包しているのである。

世界遺産条約では、加盟国に対して自国内の文化遺産・自然遺産を保護するための措置を講ずるよう義務づけてはいるものの、各批准国の国家主権を優先するため強制力はない(高樋, 2003)。これは、国家主権を優先するあまり、遺産の質的維持が困難になったり、危機遺産化を十分防ぎきれないリスクが絶えずつきまとうことをも意味している。登録に伴う観光客の激増、無計画な観光開発路線の拡大で危機遺産化したガラパゴス諸島や、登録後に長く清掃登山の努力が必要になったサガルマータ国立公園などの先例を貴重な教訓として、登録後の維持管理をいかに世界標準で行うか、そのビジョンまで含めた「世界遺産」のあり方を考えていく必要がある。

いっぽう、鞆の浦の事例が我々に語りかけてくれるのは、いわば世界遺産とイデオロギーの問題であろう。すなわち「顕著な普遍的価値」とは一体、誰にとっての価値なのかという問題である。

前述の通り、世界遺産条約では各批准国の国家主権が優先され、遺産の選定にあたってイニシアチブを握るのも国内委員会であり、選考過程の多くはブラックボックスの状態にある。ゆえに、国内レベルの議論に現地住民の意向がほとんど反映されない国や地域と、世界遺産委員会からの警告よりも住民投票の結果が優越されるような国や地域とでは、登録までの障壁の高さや、登録後の維持管理の方向性にも大きな差が出てくるだろう。対応いかんによっては、特定の国家や民族の政治目的のために世界遺産が利用される危険も避けられない⁵⁾。「文化」に優劣を付け、新たな権威を付与することも、また文化的な営みであり、政治的な意

図を含まずにはおれない⁶⁾。だからこそ特定の国家や地域、民族の枠組みを超えて、正しく「世界の多様な文化を反映し、信頼性のある世界遺産リストを作成する」ことが、世界遺産登録の最大の意義であり、目標となっているのである⁷⁾。

しかし逆に、世界遺産が国際的な枠組みを志向すればするほど、その目線は当事者から遠くなり、生活者の現実から目をそらしたものになりがちである。そのような世界遺産はいわば「傍観者のイデオロギー」を体現したものでしかなくなってしまう。

世界遺産委員会はいくまでも人類の共有財としての価値を評価するだけで、登録の結果生じる観光客増加のインパクトや、地域住民の生活権の攪乱に対する配慮や対応がなされるわけではない。また価値の認定はいくまでも登録時点のものでしかなく、状況によっては削除されうる。それでいて、登録後の維持管理ビジョンについて助言や指針が示されたり、登録要件にその提示が含まれているわけでもない。その結果、世界遺産の登録が却って開発や観光客の過度な流入を招き、危機遺産化を促進したり、地域住民との軋轢を生む不幸な結果を招いてしまいかねない。

世界遺産の維持管理責任が各国に任されている以上、世界遺産そのものの信頼性を保ち、高めていくのは、世界遺産条約を批准したひとつひとつの国や地域であり、世界遺産登録をめざす各国の専門家、そして地域住民たちである。それぞれの人々が対等に対話と連携を重ね、きめ細やかな合意形成を図った上でこそ、世界遺産は正しく「人類の共有財」としての代表性を確保できるのではないだろうか。

補 注

- 1) なお『探検ロマン世界遺産』は2009年3月で放送を終了したが、その後も後番組『世界遺産への招待状』と名前を変えて現在も放送中である。
- 2) このほか、2003年にユネスコ第32回総会で採択され、2006年4月に新たに発効した『無形文化遺産保護条約』に基づく「無形文化遺産」も存在する。しかし、諮問機関の審査無しに「代表一覧表」に記載されるなど、いわゆる世界遺産とは性格が異なるため、本稿では取り扱わないことにした。ちなみに日本では、2007年11月から文化庁が文化審議会文化財分科会内に「無形文化遺産保護条約に関する特別委員会」を設置し、対応を協議した末、重要無形文化財、重要無形民俗文化財、選定保存技術の一覧を目録としてユネスコ事務局に提出する形で対応している。
- 3) ただし、要件(6)については、他の要件と併せて運用され

るのが望ましいとされている。

- 4) 世界遺産の52%がヨーロッパ地域に集中し、文化遺産の割合が8割にまで達していたため、やがて登録数や登録地域の偏りが問題になった。1999年の第12回世界遺産条約締約国会議で採択された「世界遺産一覧表における不均衡是正の方法と手段に関する決議」では、全ての締約国に対して、未だリストに十分に反映されていない遺産の категорияに焦点をあてて暫定リストを準備または再検討することが指示された。また、欧州諸国など既に相当数の世界遺産を登録している締約国に対しては、自発的に推薦の間隔を置くことや、世界遺産を登録していない締約国が行う推薦と連携すること、未だ十分に代表されていない分野に属する資産のみ提出するよう勧告されている(新井, 2008)。その後、若干の是正が進み、2008年までにヨーロッパの占有割合は45%まで減少した。
- 5) 例えば、中国における世界遺産の暫定リストへの登録申請状況を扱った加治(2006)は、登録申請事業そのものが中国政府の強力なトップダウンによって実施されていることに注目している。世界遺産登録を中国共産党が取りしきること、それは結果として「文化の多様性を『中華民族の伝統文化』へと還元させることを可能」(p. 6)にし、国内各民族統治の正当性を国際的に主張するための手段になっているという。
- 6) 良い例として「負の世界遺産(負の遺産)」を挙げることができる。世界遺産には、原爆ドーム、アウシュヴィツ=ビルケナウ強制収容所、奴隷貿易の拠点であったゴレ島、マンデラ大統領の幽閉地ロベン島など、戦争や人種差別など人類の犯した罪を証明するようなものも登録される。こうした負の遺産を世界遺産とする場合は、登録自体が特定民族・国家による愛国主義的なプロパガンダにユネスコのお墨付きを与える格好となり、特定イデオロギーの補助にも繋がりがかねない。例えば2004年、南京大虐殺記念館(中国名: 侵華日軍南京大屠殺遇難同胞記念館)が、世界遺産への登録を視野に入れているとの報道がなされたことがあった(人民網日本語版, 2004)。同館は歴史的建造物や遺跡とはやや異なり、日本の右傾化傾向への警戒から、鄧小平および中国共産党中央委員会が出した指示に基づき、愛国主義教育の推進のための拠点(愛国主義基地)として政策的に設立された経緯がある。三好(2007)は、こうした施設に設置されている「留言録」(落書き帳)の内容を報告し、結果的に展示内容が「感情を剥き出しにした反発しか参観者に生みださせないとすれば、そしてそれでよしとしているのならば、「愛国主義教育」の内実がほの見えてしまうのではないだろうか」(p. 59)との問題提起をおこなっている。負の遺産が本来もっている「戦争の悲劇を記憶し、その教訓を生かさなけれ

ばならないという「人類の共通の記憶装置」(中本, 2006; p. 235)としての役割を、特定国家や民族、地域の政治的・社会的意図からいかに距離を置きながら付与することができるのか。まさにこうした場面で、世界遺産という国際的な枠組みの存在意義が最も鋭く問われてこよう。

- 7) 1994年の第18回世界遺産委員会において、「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信頼性の確保のためのグローバルストラテジー」が採択されている。

謝辞

首都大学東京大学院 都市環境科学研究科修士課程の佐藤信彌君には、図2を作成していただきました。また、林琢也氏および井出明准教授には、本論文の構想に際して、それぞれきっかけやご助言を頂きました。以上の方々にこの場をお借りして感謝申し上げます。また本論文は、文部科学省科学研究費補助金: 若手研究(B: 課題No. 20700673)「開発=保全」問題に直面したコミュニティにおける住民意志決定のメカニズム」(研究代表: 鈴木晃志郎)による研究成果の一部です。

参考文献

- 新井直樹 (2008): 世界遺産登録と持続可能な観光地づくりに関する一考察. 地域政策研究 11(2): 39-55.
- 新木秀和 (2004): ガラパゴスにおける社会紛争—海洋資源管理問題を中心に. 人文研究 154: 1-27.
- 荒又美陽 (2003): ルーヴルのピラミッド論争に見る現代フランスの景観理念. 地理学評論 76(6): 435-449.
- 荒又美陽 (2004): 都市景観をめぐる認識の変容—パリのモニュメント論争から—. 一橋論叢 132(2): 138-155.
- 伊東孝 (2007): 鞆の浦の港湾遺産. 季刊まちづくり 16: 78-81.
- 大林隆司 (2006): ニューギニアヤリガタウズムシについて—小笠原の固有陸産貝類への脅威—. 小笠原研究年報 29: 23-36.
- 大林隆司 (2008): 続・ニューギニアヤリガタウズムシについて—小笠原におけるその後の知見—. 小笠原研究年報 31: 53-58.
- 岡 秀一 (2004): 小笠原の自然的背景. 東京都立大学小笠原プロジェクト 2003 (研究代表者: 可知直樹). 小笠原の人文と自然. 東京都立大学理学研究科生物科学専攻: 45-61.
- 小笠原自然再生推進検討会 (2007): 小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画. 環境省.
- 小笠原村産業観光課 (2007): History of Bonin Islands ~小笠原歴史探訪ガイドブック~ (自家出版).
- 小野幹雄 (2007): 海洋島における種の分化. 地球環境研究 9: 105-106.
- 加治宏基 (2006): 世界遺産文化をめぐる UNESCO の理念と

登録申請国の政策意図. 愛知大学国際中国学研究センター若手研究者研究成果報告論集 1: 1-6.

- 環境省 (2007): 小笠原の自然再生に向けて 外来植物「アカギ」の駆除事業の開始. 日本森林技術協会.
- 社団法人 日本林業技術協会 (2003): 平成14年度小笠原地域再生推進計画調査報告書. 環境省自然環境局.
- 社団法人 日本林業技術協会 (2004): 平成15年度小笠原地域再生推進計画調査(その1)報告書. 環境省自然環境局.
- 人民網日本語版 (2004年3月13日): http://j.people.com.cn/2004/03/13/jp20040313_37553.html
- 鈴木晃志郎・鈴木玉緒・鈴木 広 (2008): 景観保全か地域開発か—鞆の浦港湾架橋問題をめぐる住民運動. 観光科学研究 1: 50-68.
- 鈴木晃志郎・鈴木 亮 (2009): 世界遺産登録に向けた小笠原の自然環境の現状. 小笠原研究年報 32: 27-47.
- 高樋さち子 (2003): 「世界自然遺産白神山」における森林環境保全について. 経済科学研究所 33: 63-71.
- 立川浩之 (1994): 海洋島小笠原の自然概観. みどりいし 5: 27-29.
- 七海由美子 (2006): 世界遺産の代表性. 外務省調査月報 2006(1): 1-34.
- 広島県・福山市 (2006): 鞆地区道路港湾整備事業. 広島県福山地域事務所建設局・福山市建設局土木部港湾河川課.
- 福山市鞆の浦歴史民俗資料館友の会 (2004): 『朝鮮通信使と福山藩・鞆の津 その1(慶長~天和)』. 福山市鞆の浦歴史民俗資料館活動推進協議会.
- 福山市鞆の浦歴史民俗資料館 (2004): 『北前船とその時代—鞆の津のにぎわい—』. 福山市鞆の浦歴史民俗資料館活動推進協議会.
- 細田亜津子 (2004): 文化的景観による世界遺産の可能性 I. 長崎国際大学論叢 4: 73-81.
- 中本 強 (2006): 国際観光資源に関する一考察. ツーリズム学会編集委員会編『新ツーリズム学原論』東信堂: 228-243.
- 西村幸夫 (2004): 『都市保全計画 歴史・文化自然を活かしたまちづくり』. 東京大学出版会.
- マイボイスコム (2007): マイボイスコム定期アンケート <日本の世界遺産>. <http://www.myvoice.co.jp/biz/surveys/11110/>
- 槇原寛・北島 博・後藤秀章・加藤徹・牧野俊一 (2004): グリーンアノールが小笠原諸島の昆虫相、特にカミキリムシ相に与えた影響. 森林総合研究所研究報告 3-2(391): 165-183.
- 松井孝子・平野邦臣 (2008): 小笠原における自然再生・外来種対策を巡る動き. 地図中心 430: 18-19.
- 松浦晃一郎 (2008): 『世界遺産 ユネスコ事務局長は訴える』. 講談社.

- 三好 章 (2007): 「愛国主義教育基地」・「烈士陵园」雑感(光陰似箭). 中国研究月報 61(9): 58-61.
- ダニエル・ロング編 (2002): 『小笠原学ことはじめ』. 南方新社.
- Causton, C. and Sevilla, C. (2008): Latest records of introduced invertebrates in Galapagos and measures to control them. In Cayot, L. ed. *Galapagos report 2006-2007*. CDF, GNP and INGALA, 142-145.
- Epler, B. and Proaño, M.E. (2008): How many tourists can Galapagos accomodate? In Cayot, L. ed. *Galapagos report 2006-2007*. CDF, GNP and INGALA, 36-41.
- Proaño, M.E. and Epler, B. (2008): Tourism in Galapagos: a strong growth trend. In Cayot, L. ed. *Galapagos report 2006-2007*. CDF, GNP and INGALA: 31-35.
- Van Der Aa, B.J.M., Groote, P.D., Huigen, P.P.P. (2005): World heritage as NIMBY? The case of the Dutch part of the Wadden sea. In Harrison, D. and Hitchcock, M.(eds.) *The politics of world heritage: Negotiating tourism and conservation*, Channel View Publications. 11-34.

(投稿 : 2009 年 11 月 4 日)

(受理 : 2010 年 1 月 25 日)